5　「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか（項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法）を具体的に記載すること。なお、本届出より前にも利用者への周知を行っている場合には、その実施時期及び実施方法の概要についても記載すること。

6　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から六月以内にその全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする電気通信業務（改正法による改正後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「新法」という。）第二十六条の四第二項に規定する電気通信業務を除く。）については、施行日前に知れたる利用者の全部又は一部に対し改正法による改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第十八条第三項に規定する周知を行っていた場合には、当該周知を受けた利用者に対する新法第二十六条の四第一項の規定による周知は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十二条の二の十の規定にかかわらず、当該休止し、又は廃止しようとする日までに、適宜の方法により行うことができる。

第三条　施行日から六月以内にその全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする新法第二十六条の四第二項に規定する電気通信業務については、施行日前に知れたる利用者の全部又は一部に対し旧法第十八条第三項に規定する周知を行っていた場合には、当該周知を受けた利用者に対する新法第二十六条の四第一項の規定による周知は、新施行規則第二十二条の二の十の規定にかかわらず、当該休止し、又は廃止しようとする日までに、適宜の方法により行うことができる。

第四条　前条に規定する電気通信業務について、施行日後に知れたる利用者の全部又は一部（前項に規定する施行日前に旧法第十八条第三項に規定する周知を行った利用者を除く。）に対し新法第二十六条の四第一項本文に規定する周知を行う場合における新施行規則第二十二条の二の十第一項の規定の適用については、同項中「休廃止日の前日から起算して一年前の日」とあるのは、「休廃止日の前日から起算して三十日前の日」とする。

第五条　第三条に規定する電気通信業務の休止又は廃止の届出に係る新施行規則第二十二条の二の十一第二項の規定の適用については、同項中「法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに」とあるのは、「施行日以後速やかに」とする。

第六条　施行日から六月を経過した日の翌日を起算日とし、施行日から十七月を経過した日を満了日とする期間において、その全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする新法第二十六条の四第二項に規定する電気通信業務に係る新施行規則第二十二条の二の十第一項の規定の適用については、同項中「休廃止日の前日から起算して一年前の日」とあるのは、「施行日から起算して五月を経過した日」とする。